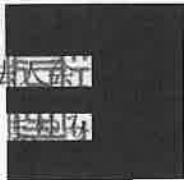


支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月22日		整理番号	59
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び 内 容 等	交流会参加費 支払先：松山北倫理法人会			
金 额	350	円	按分率	100 %
特 記 事 項	開催場所：東京第一ホテル松山			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年3月22日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領收証 <u>向田 様</u> No. _____ 金額 ¥350- 但し：交流会参加費として <u>2023年3月22日</u> 上記正に領收いたしました 松山北倫理法人会 会長 谷川 五郎 				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月29日		整理番号	60	
科 目	調査研究費	<u>研修費</u>	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	交流会参加費 支払先：松山北倫理法人会				
金 额	350	円	按分率	100	%
特 記 事 項	開催場所：東京第一ホテル松山				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年3月29日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					
<p style="text-align: center;"><u>領收証</u> <u>何田 様</u> No. _____</p> <p style="text-align: center;">金額 <u>¥350-</u></p> <p style="text-align: center;">但し：交流会参加費として</p> <p style="text-align: center;">2023年3月29日</p> <p style="text-align: center;">上記正に領収いたしました</p> <p style="text-align: center;">松山北倫理法会会員 会長 谷川</p> 					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	61
科 目	調査研究費	<u>研修費</u>	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	令和4年度会費 支払先：愛媛県防衛協会			
	金 額	10000 円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和4年6月6日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込金受取書 (兼手数料)

令和4年6月6日				
金 額	百万	千	百	円
			1	0
先方銀行				
お受取人	預金種目	普通預金		
おなまえ	愛媛県防衛協会様			
ご依頼人	久田将央様			
〔備考〕			手数料	

上記の金額正に受け取りました。

(取扱店)

銀行 45-6 取入

店 印紙

(取扱店→ご依頼人)

勿品を購入した場合は
旨了日になります。

※ 債務確定日とは
購入日、サービス



トップページ

協会紹介

会報記事紹介

講演収録

協会概要・協会の目的と事業等

規約

各県協会HP等リンク

各協会活動記事等

第1章 総則

女性部会

(名 称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

青年部会

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

防衛省・自衛隊イベント

(目 的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

会報広告協賛企業等

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業



解説・自衛隊の活動
平和をつくる日本を守る会員登録
総合版



全国防衛協会連合会

防衛大学校教授による
現代の安全保障講座
(第28回)

日本一の防衛知識をもつて
いる人材を育む
防衛知識をもつて
いる人材を育む

第2章 会員

(種 別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等（以下、「協会」）
 - (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
 - (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人
- 2 正会員を別表のとおり8地域に区分する。

(会 費)

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入 会)

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。
2 正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。

3 会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員



↑上記、【日本国憲法と自衛隊】は
1冊200円(税込み)で販売しています。
お問合せは、こちら
TEL : 03-5579-8348



【ご協力・協賛】



- (種 別)
第11条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名(地域の代表8名以内を含む)
(3) 理事長 1名
(4) 理 事 100名以内(会長・副会長・理事長・常任理事を含む。)
(5) 常任理事 若干名(地域の代表8名以内を含む)
(6) 監事 2名
2 理事は、正会員を代表する正会員理事、推薦会員・特別会員を代表する推薦理事とする。

- (選 任)
第12条 役員は、理事の互選により推薦し、総会において選任する。
2 正会員理事が、会長、副会長、理事長、常任理事、又は監事に選任された場合は、当該正会員は新たに正会員理事を推薦することができる。
3 推薦理事は、正会員理事数を超えない範囲で、在任理事からの具申をうけ、会長が推薦する。
4 監事は、会員から選出され、理事を兼ねることはできない。

- (職 務)
第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。
4 理事は、理事会において会務を審議する。
4 常任理事は、理事会付議事項を審議し、理事長の指示を受け、会務を執行する。
5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。
6 監事は、本会資産会計及び会務の執行状況を監査し報告する。

- (任 期)
第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- (解 任)
第15条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわしくない行為があつたときは、任期中であっても総会の決議により解任することができる。

- (報酬等)
第16条 役員は無報酬とする。

第4章 名誉会長・顧問等

- (名誉会長・特別顧問・相談役・顧問・参与)
第17条 本会に本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。
2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。
3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。
5 参与は本会の事業に協力する。

第5章 会 議

- (種 別)
第18条 会議は、総会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (構 成)
第19条 総会は、会長、副会長及び正会員を持って構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。
3 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

- (機 能)
第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算の決定
(2) 事業報告及び収支報告の承認
(3) その他本会の運営に関する重要な事項
2 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会で議決された事項の執行に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) 会長が付議した事項

全国防衛協会連合会では、当協会の活動の趣旨にご協力・賛同いただける企業様・事業者様を対象に、当協会ホームページのトップページへのバナー広告掲載を募集しています。ホームページをお持ちの企業や事業者の皆様、P Rやイメージアップのため、ぜひご検討ください。

また、4半期に1回発刊の会報紙「防衛協会報」への広告掲載も募集しております。

詳細は、全国防衛協会連合会事務局にお問い合わせください。

☎ 03-5579-8348

✉ jim@ajda.jp

2023年4月						
日	月	火	水	木	金	土
1						
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

3 常任理事会は次の事項を議決する。

(1) 総会又は理事会で議決された事項の執行に関する事。

(2) 理事会に付議すべき事項

(3) 理事長が付議した事項

(招 集)

第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。

3 理事会は、必要あるときは会長が招集する。

4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書でもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、出席会員の互選により選出する。

2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人を出席させることができ、代理人の発言や決議は構成員のそれと見做す。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 決)

第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員・理事及び評議員の現在数

(3) 会議出席者の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第6章 女性部会及び青年部会

第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く

2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。

3 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) 寄付金品

(6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

- 第30条 本会の収入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。
2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。
3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。
4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

- 第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。
2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

- 第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。
2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雜 則

(委 任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

付則（抄）

この改正規約は、平成13年6月15日から施行する。

この改正は、平成22年6月14日から施行する。※改正箇所：特別顧問に関する規定追加

この改正規約は、令和3年6月10日から施行する。

※改正箇所：全国を8地域に区分。評議員・評議員会を廃止。

別表（第5条2項：正会員の地域区分）

防衛協会・自衛隊協力会	地 域	防衛協会・自衛隊協力会	地 域
北海道自衛隊協力会連合会	東 北	滋賀県防衛協会	近畿
青森県防衛協会		京都府防衛協会	
自衛隊協力会岩手県連合会		大阪防衛協会	
秋田県防衛協会		兵庫県防衛協会	
宮城県防衛協会		奈良県防衛協会	
山形県防衛協会		和歌山県防衛協会	
福岡県自衛隊協力会連合会		鳥取県防衛協会	
新潟県自衛隊協力会		島根県防衛協会	
栃木県防衛協会		岡山県防衛協会	
茨城県防衛協会		広島県防衛協会	
群馬県防衛協会	東 部	山口県防衛協会	中 国
長野県防衛協会		香川県防衛協会	
埼玉県防衛協会		徳島県防衛協会	
千葉県自衛隊協力会連合会		愛媛県防衛協会	
東京都防衛協会		高知県防衛協会	
神奈川県防衛協会		福岡県自衛隊協力会連絡協議会	四 国
山梨県自衛隊協力会連合会		佐賀県防衛協会	
静岡県防衛協会		長崎県防衛協会	
富山県自衛協会	中 部	大分県防衛協会	九 州・沖縄
石川県防衛協会		熊本県防衛協会	
福井県防衛協会		宮崎県防衛協会	
岐阜県防衛協会		鹿児島県防衛協会	
中部自衛隊協力会		沖縄県防衛協会	
三重県防衛協会連合会			

[トップページ | 協会紹介 | 各協記事掲載 | 認定認証 | 公式機関、協会の活動と事業等 | 各県協会HP等リンク | 各協会活動記事等 | 女性部会 | 青年部会 | 防衛省・自衛隊等HPリンク | 防衛省・自衛隊イベント | 各都道府県協会連合会 | 会員のご案内 | お知らせ | 個人情報保護方針 | サイトポリシー | サイトマップ]

[入会情報保護方針 | サイトポリシー | サイトマップ]

全国防衛協会連合会

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地 東京防衛協会館 TEL: 03-5579-8348 FAX: 03-5579-8349 e-mail:jim@ajda.jp

Copyright © 全国防衛協会連合会 All Rights Reserved.



支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	62	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	広聴費	
使途及び内 容 等	令和4年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会				
金 額	3600	円	按分率	100	%
特記事項					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和4年6月27日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

会 費 納 入 通 知 書

令和4年度会費

¥3,600

を次により振替させて
いただきます。

所在 地 ・ 事 業 所 名	〒790-0943 松山市古川南3-26-30 向田 将央 様 [REDACTED]
----------------------------------	---

※自動振替

- 金融機関
- 支 店 等
- 口座番号
- 口座名義 ムコウダ マサヒロ
- 振 替 日 2022/06/27

公益社団法人
松山法人会

TEL933-5596

※納入方法は
自動振替
となります。

※この通知書は、融資制度『コラボレーションローン』及び『インターネットバンキング特別割引制度』のお申し込みの際に金融機関が確認する当該年度の法人会
会員確認書として使用できます。
※『法人会・税理士会コラボレーションローン』以外の融資制度では使用できません。



法人会とは 公報公開 入会のご案内 法人会のメリット スケジュール 会報隊 青年部会 女性部会 リンク

法人会とは

法人会とは

60年を超える歴史を有し、75万社が加入する団体です！ 昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合(略称:全法連)でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開！

法人会は、単位法人会(単位会)、県連合会(県連)、全国法人会総連合(全法連)の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

税制改正要望…

中小企業の為の「税に関する提言」を国・地方自治体に行ってています。

租税教室…

次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただけたため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

特に青年部会の主催する租税教室は、小学生に税金の大切さを伝え、様々な業種の方々が働くことの夢を語ったり、就職を控えた学生向けに、これから納めることになる税金とその使途を伝え、経営者と年齢に近い

法人会とは

組織図

50th Anniversary
企業の安定と繁栄

新型コロナウイルス
に関する対策リンク集

法人会の税制提言▶

経営者の声
法人会アンケート調査システム

全国の法人会の活動紹介
法人会リレーニュース

企業の税務コンプライアンス
向上のために
自主点検チェックシート

事業承継税制
特例措置のポイント

福利厚生制度のご案内
大同生命 AIG損保 アフラック

紹介映像は
こちらから②
法人会って
どんな団体？

賢者の選択
ビジネス番組で
紹介されました。
放送映像はこちら

▶ / 全法連 動画チャンネル

社会人との交流を行うなどして、多彩な活動を行っています。

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

平成21年1月30日

社団法人松山法人会

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。)第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。)第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。)第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。)第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条及び附則第3条の諸規定(以下「密接関係法令」という。)に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報の取り扱いに関する方針

(公社)松山法人会は…

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

個人情報の取り扱いについて

松山法人会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、有料図書の斡旋、並びに福利厚生員からの福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、会員名簿を発行することがございます。同意いただけない場合は、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は同意いただいたもの認めます。

お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願ひいたします。

公益社団法人松山法人会 個人情報取り扱い係

松山市大手町2-5-7 商工会館2F

TEL089-941-7711 FAX089-947-4251

年賀状等などの廃止について

甚だ勝手なことではございますが、当会では全ての関係機関・会員様への年賀状等を控えさせていただくことになりました。何卒ご理解を賜りたく、ここにお知らせ申し上げます。

今後も、みなさまの益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、変わらぬおつきあいのほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

//

[エ ページトップに戻る](#)

公益社団法人 松山法人会

790-0087 松山市大手町2丁目5番地7

愛媛中小企業指導センター内

・お電話でお問い合わせの方

089-933-5596

・メールでお問い合わせの方

[お問い合わせ](#)

普通預金

5

年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振替
04-06-27	マツヤマホウジ	3,600			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

記号説明

クテ:11、クテ:12、クテ:21～は他店等による入金を示します。この場合お引き出しができる荷造の日は次の通りです
 クテ:11、クテ:12～取扱日の翌営業日　　クテ:21～取扱日の2営業日後　クテ:31～クテ:32～取扱日の4営業日後
 クテ:41～クテ:42～取扱日の5営業日後　クテ:51～クテ:52～取扱日の5営業日後　の宛てをそれぞれ横断記

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	63
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	広聴費
使途及び内 容 等	令和4年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会青年部会			
金 額	12000	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和4年9月20日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

会費納入通知書兼領収書

(公益社団法人 松山法人会 青年部会)

令和4年度会費

金
額

¥12,000

この領収書は本部会の領収書に相当します。
再発行致しません。

[取扱金融機関]



※振込の場合は下記口座にお振込ください。

口座（普）
口座（普）
口座（普）

【口座名】
公益社団法人 松山法人会 青年部会

所在 地 ・ 事 業 所 名	〒790-0943 松山市古川南 3-26-30 向田 将央 様
----------------------------------	--

納入方法 振込

会費についてお願い

謹啓 益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
本部会の運営に関しまして格別のご協力を頂き誠に有難く厚くお礼申し上げます。
さて、本年度会費をお振込頂きたく存じますので、最寄りの取扱金融機関（本店・支店）へお払込方についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。 敬具

公益社団法人
松山法人会
青年部会長
TEL 933-5596





[法人会とは](#) [構成会員](#) [入会のご案内](#) [法人会のメリット](#) [スケジュール](#) [会報誌](#) [寄付請求](#) [女性部会](#) [リンク](#)

法人会とは

法人会とは

60年を超える歴史を有し、75万社が加入する団体です！ 昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合(略称:全法連)でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開！

法人会は、単位法人会(単位会)、県連合会(県連)、全国法人会総連合(全法連)の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

税制改正要望…

中小企業の為の「税に関する提言」を国・地方自治体に行ってています。

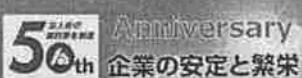
租税教室…

次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただぐため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

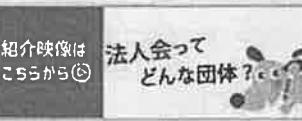
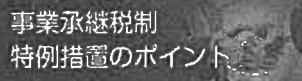
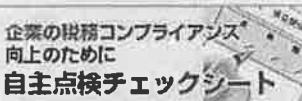
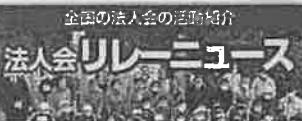
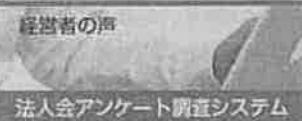
特に青年部会の主催する租税教室は、小学生に税金の大切さを伝え、様々な業種の方々が働くことの夢を語ったり、就職を控えた学生向けに、これから納めることになる税金とその使途を伝え、経営者と年齢に近い

[法人会とは](#)

[組織図](#)



[新型コロナウイルスに関する対策リンク集](#)



[YouTube / 全法連 動画チャンネル](#)

社会人との交流を行うなどして、多彩な活動をしています。

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

平成21年1月30日

社団法人松山法人会

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。)第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。)第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。)第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。)第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条及び附則第3条の諸規定(以下「密接関係法令」という。)に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報の取り扱いに関する方針

(公社)松山法人会は…

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

個人情報の取り扱いについて

松山法人会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、有料図書の斡旋、並びに福利厚生員からの福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、会員名簿を発行することがございます。同意いただけない場合は、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は同意いただいたもの認めます。

お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

公益社団法人松山法人会 個人情報取り扱い係

松山市大手町2-5-7 商工会館2F

TEL089-941-7711 FAX089-947-4251

年賀状などの廃止について

甚だ勝手なことではございますが、当会では全ての関係機関・会員様への年賀状等を控えさせていただくことになりました。何卒ご理解を賜りたく、ここにお知らせ申し上げます。

今後も、みなさまの益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、変わらぬおつきあいのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

//

[■ ページトップに戻る](#)

公益社団法人 松山法人会

790-0007 松山市大手町2丁目5番地7
愛媛中小企業相談センター内

・お電話でお問い合わせの方

089-933-5596

・メールでお問い合わせの方

■お問い合わせ

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	64
科 目	調査研究費	<u>研修費</u>	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	令和4年度会費 支払先：特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構			
金 領	1000	、 円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和4年10月27日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和4年10月27日

向田 将央 様

年会費 (1口 1,000円)

但し、令和4年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費として、上記正に領収しました。

令和4年度の会費をいただき誠にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

〒790-0001

愛媛県松山市一番町四丁目4番地1

松山法務総合庁舎6階

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

TEL [REDACTED]

会長 大塚 岩男

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、事務所を愛媛県松山市一番町四丁目4番地1に置く。

2 本機構は、原則として、愛媛県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者に犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、地方就労支援事業者組織、個人、事業者以外の法人又は団体並びに本機構の役員とし、会員をもつて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員の種別等)

第7条 会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。

- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者とする。三種会員は、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるほか、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 5 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とする。四種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 6 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金等の精算)

第13条 既に納入した会費その他の拠出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうちから、会長1人、副会長1人、常務理事1人を置く。

(役員の選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多數による議決により、これを解任することができます。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第22条 役員は常務理事を除いて無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第23条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮詢に答える。
- 4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第24条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第25条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(種別)

第26条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第27条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第28条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 役員の選任及び解任、職務並びに報酬

- (3) 名譽会長及び顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があつたとき。
- (3) 第17条第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があつたときは、当該請求のあつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第31条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(総会の議決)

- 第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができます。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における議決権等)

- 第33条 各会員の議決権は平等とする。
- 2 総会に出席できない会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
 - 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第34条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日

(2) 開会の日時及び場所

(3) 会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)

(4) 目的たる事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができます。

2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第41条 各理事の議決権は平等とする。

2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会に代える書面付議)

第42条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第43条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号(前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。)に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
- (4) 目的たる事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第44条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第48条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第50条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人愛媛県保護観察協会に帰属するものとする。

(合併)

第54条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	麻生	俊介	夫一	誓	昭要	三三男	正幸	宏豪
副会長	佐永	正淳	誓昭	三三男	正幸	宏豪		
常務理事	木田	哲	昭要	三三男	正幸	宏豪		
理事	色伯	省啓	要三三男	正幸	正幸	宏豪		
理事	白石	武泰	三三男	正幸	正幸	宏豪		
理事	關野	良	正幸	正幸	正幸	宏豪		
理事	本山							
監事	銀岡							
監事	山崎							
監事	白石							

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成27年6月30日までとする。
 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
 5 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 二種会員 1口10,000円（1口以上10口以内）
 三種会員 1口1,000円（1口以上100口以内）
 四種会員 個人、法人又は団体とともに、1口1,000円（1口以上）
 7 この定款の変更は、平成28年8月24日から施行する。
 この定款の変更は、平成30年5月14日から施行する。

本書は原本と相違ありません

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会長 森田 浩治

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	65 -	
科 目	調査研究費	<u>研修費</u>	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟				
金 額	3000	円	按分率	100	%
特記事項					
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和4年10月31日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和4年10月31日

向 田 将 央 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力

(平30本号中改正)

- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行する。
- 3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

- 第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

- 第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。
- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

- 第11条 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

- 第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

- 第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。
- 3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

- 第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	66
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	令和4年度愛媛拉致議連・市町議会議員会費 支払先：愛媛拉致議連			
金 額	1200	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和4年11月10日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領
収
書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和4年11月10日

松山市議会議員
向田 将央 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会長 森 高 康 行

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、
拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員
連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構
成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。
- 3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に譲って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	67
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	令和4年度 年会費 支払先：道後カローリングクラブ			
金 额	1500	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和4年11月21日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

向田 将央 様

金額 1,500 円

(但し 令和4年度 年会費)

令和 4 年 // 月 // 日

道後カローリングクラブ

会長 大西 保己



※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

道後カローリングクラブ開催要項(会則抜粋)及び参加申込書

(名称)

第1条 本会は、「道後カローリングクラブ」と称する。

(目的)

第3条 本会は、福祉の場とカローリング愛好者の交流を通じて「介護予防」と「親睦交流」を図り、地域社会面でも身障者から健常者（子供から高齢者）誰でも楽しみながら「生きがい作り」に励むことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにカローリング活動を実施する。

(会員)

第5条 本会の会員は、身体障がい者福祉センター関係者ならびに本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

年会費 1,500円/人

(活動場所および日時)

第8条 活動場所は、愛媛県身体障がい者福祉センター体育館とし、活動日時は、基本毎月第1及び第3月曜日の午前中とし、月2回の活動とする。

(その他)

■問い合わせ

副会長（事務局長）

TEL

■活動時のお願い

水分補給(お茶等)・体育館シューズの準備および運動のできる服装での参加をお願いします。

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年3月23日		整理番号	31 68
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	倫理法人会費(年間)6~3月 支払先:一般社団法人 倫理法人会 愛媛県松山北倫理法人会			
金 額	100,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項	6~3月分			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	6月23日	10,000 円	100 %	10,000 円
7月分	7月25日	10,000 円	100 %	10,000 円
8月分	8月23日	10,000 円	100 %	10,000 円
9月分	9月30日	10,000 円	100 %	10,000 円
10月分	10月24日	10,000 円	100 %	10,000 円
11月分	11月24日	10,000 円	100 %	10,000 円
12月分	12月23日	10,000 円	100 %	10,000 円
1月分	1月23日	10,000 円	100 %	10,000 円
2月分	2月24日	10,000 円	100 %	10,000 円
3月分	3月23日	10,000 円	100 %	10,000 円
月分		円	%	円
月分		円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

2022年06月01日 No 000167



TEL : 089-987-7020
 FAX : 089-987-7021
 爽健県松山市倫理法人大会



2022年 6月 23日

2022年06月分 法人会費 (2022年06月 現在 1口加入)

¥10,000

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2022年07月分 法人会費 (2022年07月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2022年07月01日 No 000183

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 電話: 03-3284-2221
ホームページ: <http://www.rind-jon.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021



領 収 書

向田 将央 厳

2022年08月01日 No 000198

一般社団法人 倫理研究所

〒102-0061 東京都千代田区紀尾井町4-1
ホームページ <http://www.rmr-jpn.or.jp>

愛媛県松山市倫理法人大会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

¥10,000

2022年08月分 法人会費 (2022年08月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2022年8月23日



領 収 書

向田 将央 殿

2022年09月01日 No 000191

倫理研究所

(00424011)
〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-9 電話 03-5238-4221
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人大会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

¥10,000

2022年09月分 法人会費 (2022年09月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。
上記の通り領収いたしました。

平成24年9月30日



49

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2022年10月分 法人会費 (2022年10月 現在 1口加入)

2022年10月01日 No 000189

一般社団法人 優理研究所

(00424011)

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-10 TEL: 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法入会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021



(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2022.10.24
年 月 日

68

領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

〒102-0561 東京都千代田区紀尾井町4-3 TEL: 03-5533-2250

ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人大会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2022年11月分 法人会費 (2022年11月 現在) 1口加入

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

0022.11.24
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
よる印紙貼付
不要



2022年11月01日 No 000190

一般社団法人 倫理研究所

64

領 収 書

向田 将央 殿

2022年12月01日 No 000192

一般社団法人 優理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL: 03-3224-2241
ホームページ: <http://www.rimri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理研究会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2022年12月分 法人会費 (2022年12月 現在 1口加入)

¥10,000

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。
上記の通り領収いたしました。

2022.12.23
年 月 日



59

領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

一般社団法人 倫理研究所
〒102-0561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL: 03-3574-2241
ホームページ: <http://www.iniri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会
TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

¥10,000

2023年01月分 法人会費 (2023年01月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。



2023年1月23日

68

領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8661 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL: 03-32412226
ホームページ <http://www.rini-jpn.or.jp>

愛媛県松山市倫理法人大会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2023年02月分 法人会費 (2023年02月 現在 1口加入)

¥10,000

役者用

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

69

領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-17 TEL. 03-3224-2210
ホームページ <http://www.rori-jpn.or.jp>

愛媛県松山市倫理法人大会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2023年03月分 法人会費 (2023年03月 現在 1口加入)

¥10,000

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。
上記の通り領収いたしました。

2023年3月23日



2023年03月01日 No 000189

65)

論理法人会とは

論理法入門とは

外觀上，第一代和第二代的車頭設計有著很大的差異，這兩代車頭的設計，都是由當時的法國設計師所操刀。



物理人生云は、心の眞理をよびこすところである。しかし、物理的知識は、いかにも外に取れてゐるところのものである。



愛媛県倫理法人会
会長挨拶



丁巳歲

（一）本办法所称的“登记”，是指对登记事项的确认、记载和公示，以及对登记事项的管理、监督和保护。

是度眞に詮るを乞ひ一考へて此の二事等を御自身の御見本とお詮へて御評議書に筆を以て御意見を起し、おも明瞭の一つとしてて「うそせの御建立」時にて是及び玉を力強く推進してください。又は、否名義をもて御取扱はばは学生を差し出し、該監修の法活はばに至り、益旦より運送などして、生徒の發送を以て、これほどの事は、御心に御思ひ頂戴のことです。

受講券のスロー・ランは「元」アラマード(→「も」因幡→)というふうに

現在 3月で温湯はまだも、冬場の活動を見ると、道行く駅前で立正在りが33%で、夏場では50%を占めています。この現象は、温泉地で最も高い評価を有して心地よい温泉地として多くの人々が、夏場に温泉地を訪れる一つの要因でもあります。しかし、夏場は日中が長く、とても暑い日が多くて、なかなか温泉地を訪れないでいることがあります。そこで、温泉地を訪ねるためには、どのように行動をとるべきかといふことを、少し詳しく述べておこうと思います。少し前までは、晴れの日は、朝から日没まで、温泉地を歩き回るという風潮が多かったのですが、今は、温泉地を訪ねる際には、晴れた日は、午後から夕方まで歩き回る傾向があります。

成天在那裡打聽，他這事誰知曉，要不是我這人，一時想不出來。

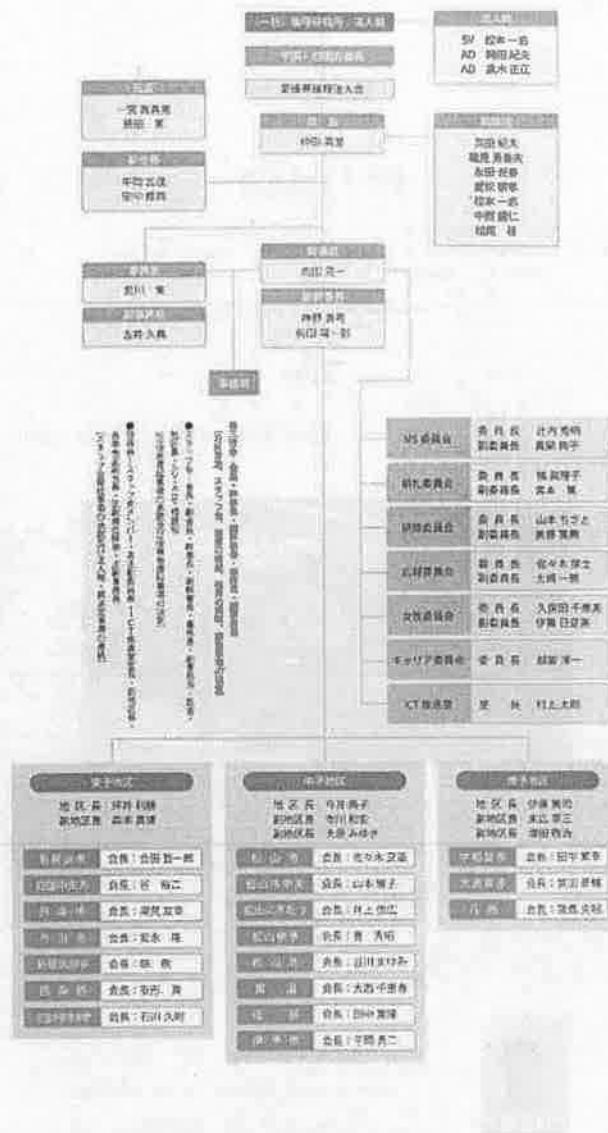
（中略）

王國維《宋詞二集序》說：「古今詞人，以晏、柳為最。」

19. *Leucosia* *leucostoma* *leucostoma* *leucostoma*

總第31期第3號 1965年7月1日印行 價值新台幣三元正

令和5年度 愛媛県倫理法人会組織図



愛媛県倫理法人会
単会一覧

瀬戸内地区	宇摩地区	予讃地区
高知市倫理法人会 高知市中間層倫理法人会 高知市倫理法人会 高知市倫理法人会 高知市倫理法人会 高知市倫理法人会 高知市中間層倫理法人会	香川県倫理法人会 香川県中間層倫理法人会 香川県倫理法人会 香川県倫理法人会 香川県倫理法人会 香川県倫理法人会 香川県中間層倫理法人会	玄海島町倫理法人会 八幡浜市倫理法人会 八幡浜市倫理法人会 八幡浜市倫理法人会 八幡浜市倫理法人会 八幡浜市倫理法人会 八幡浜市倫理法人会

コンセプト

「立派に倫理を、恥ずかしがりに思想を」をスローガンに、
まず「シップ自らが社会参画を学び、受けることによって、社会を変えることを
信条と思想を宣誓しています。

人間社会の尊厳と人権を尊重する、誠実な精神で、社会に貢献するための活動をめざす。また、この会員の活動を通じて、社会の問題解決や社会の発展に貢献するための活動をめざす。

万人幸福の菜 17ヶ条

本道徳規範を制定するにあたる先生は、以下のように述べています。

1. 人生は最高の一瞬、一瞬の最高の一瞬
2. 日常に心地の良さ
3. 進歩は自己のため、順調に自己成長
4. 人は異、元氣はねがひ
5. 元気は一瞬の最高感
6. 子供の心を大事にする心である
7. 四時は精神の名前、自己の生活の名前
8. 明朗に感情の人、明るい生き方
9. 沢尻を連れれば己が身を守る人の場を出す
10. 働きの上の喜び
11. 知りこれを生きる人に限る
12. 何より根づくもあり
13. 本を忘れず、頭を亂さず
14. 有り難い心の人の贈り物
15. 選すれば必ず、選ばれれば贈れる
16. 己を伸びしに及ばず
17. 人生は神山面前、その三段は己自身である



本道徳規範は、人間の精神より。

7 Acts ～セブンアクト～

1. おひきうけですなまへ、講演など先生が行なう、一回、二回
2. 送別会祝賀会などの会議など、一ヶ月一回
3. 家へ、たどり着いたとき、便り、手紙で連絡
4. 先生は毎月手帳で、して貰う元気付帳
5. 説教を声に出してあざわらひ、並んで笑って集まること
6. 言葉は、一ことでもうとう、高門も下りてみる
7. 勉強会、セミナー、研修会などを定期的に行なう

主な活動



「シグニチャ」にて開催された会

「シグニチャ」にて開催された会



一般社団法人愛姫祭研究会
愛姫祭倫理法人会

愛姫祭の歴史と文化を学ぶ
愛姫祭の倫理と精神を守る
愛姫祭の未来をつくる

愛姫祭の歴史と文化を学ぶ
愛姫祭の倫理と精神を守る
愛姫祭の未来をつくる



愛姫祭の歴史と文化を学ぶ
愛姫祭の倫理と精神を守る
愛姫祭の未来をつくる

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年 8月 11日		整理番号	82	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 <u>資料購入費</u>	
使途及び内 容 等	'伊予山の辺のみちを歩こう'ガイドブック 10冊分 支払先:伊予山の辺のみちを歩こう会				
金 额	5,000	円	按分率	100	%
特記事項					
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和4年8月11日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					
<u>領 収 証</u>					
令和4年 8月 11日					
向田清実 様					
 <p>但 上記正に領收いたしました</p> <p>ザイドブック10冊</p> <p>伊予山の辺のみちを歩こう会</p>					
内 訳 税抜金額 消費税額等(%)		 <p>GR1010</p>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和4年度(6~3月分) 科目別集計表

科 目 名		支 出 金 額	備 考	整 理 番 号
日 付	内 容			
広報費				
12/31	ホームページ費用JPドメインサービス利用料 (6~12月)	2,513 円		69
12/31	レンタルサーバスタンダード サービス利用料 (6~12月)	3,248 円		70
11/28	市政報告書リーフレット印刷費 3,000部	11,390 円		71
11/29	市政報告書リーフレット印刷費 4,000部	15,158 円		72
11/29	市政報告書リーフレット郵送費 2,031部	113,939 円		73
3/31	ホームページ費用JPドメインサービス利用料 (1~3月)	2,073 円		74
3/31	レンタルサーバスタンダード サービス利用料 (1~3月)	1,308 円		75
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		149,629 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4 年 12 月 31 日		整理番号	69	
科 目	調査研究費	研修費	<u>広報費</u>	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	ホームページ費用 JP ドメインサービス利用料(1 年更新) 支払先：さくらインターネット株式会社				
金 額	2,513	円	按分率	100	%
特記事項	6~12 月分				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 3 年 11 月 14 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



払込受領書
払込人印
株式会社さくらインターネット

向田 まさひろ
内消費税： 392円
お支払コード： [REDACTED]
支払日： 2021/11/14
金額： 4,312円

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル11F

向田 まさひろ 様 SEQ : 09199

[REDACTED]
[REDACTED]

御請求書

2021年11月10日発行
請求書番号： 25287625
会員ID： [REDACTED]

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。
すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392078	JPドメイン(ne) サービス利用料 [2022/01/01-2022/12/31] [fukkoudanahiro.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
113301888008	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み
		(10%対象：	小計：	4,312	内消費税：	392
			お振込先	4,312	内消費税：	392
			普通預金	[REDACTED]	0	
			口座名義 さくらインターネット株式会社	合 计：	4,312	
						※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

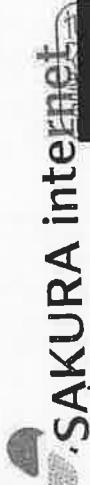


※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4 年 12 月 31 日		整理番号	70
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費	広聴費
使途及び内 容 等	さくらのレンタルサーバースタンダード サービス利用料 支払先：さくらインターネット株式会社			
金 額	3,248	円	按分率	100 %
特記事項	6~12 月分			
	領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3 年 12 月 18 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

向田 まさひろ 様
SEQ : 09393
[REDACTED]
[REDACTED]

払込受領書

(お名前) 向田 まさひろ

(会社名) さくらインターネット株式会社

(支店名) 松山支店

(支店番号) 112801392050

(支店コード) 01.jp

(支店名) さくらのレンタルサーバ スタンダード

(支店コード) サービス利用料(2022/01/01-2022/12/31)

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 113302072732

(支店名) 請求書発行手数料

(支店コード) [REDACTED]

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 01.jp

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 112801392050

(支店名) さくらのレンタルサーバ スタンダード

(支店コード) サービス利用料(2022/01/01-2022/12/31)

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 113302072732

(支店名) 請求書発行手数料

(支店コード) [REDACTED]

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 01.jp

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 112801392050

(支店名) さくらのレンタルサーバ スタンダード

(支店コード) サービス利用料(2022/01/01-2022/12/31)

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 113302072732

(支店名) 請求書発行手数料

(支店コード) [REDACTED]

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 01.jp

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 112801392050

(支店名) さくらのレンタルサーバ スタンダード

(支店コード) サービス利用料(2022/01/01-2022/12/31)

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 113302072732

(支店名) 請求書発行手数料

(支店コード) [REDACTED]

(支店名) さくらインターネット株式会社

(支店コード) 01.jp

さくらインターネット株式会社
〒530-0001

大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル11F
www.sakura.ad.jp

pay@sakura.ad.jp

御請求書

2021年12月10日発行
請求書番号：25508261
会員ID：[REDACTED]

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。
すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050	さくらのレンタルサーバ スタンダード	年間一括	5,238	1	5,238	税込み
e.jp	サービス利用料(2022/01/01-2022/12/31)	随時請求	330	1	330	税込み
113302072732	請求書発行手数料	小計：	5,568	内消費税：	506	
		(10%対象：	5,568	内消費税：	506)
		お振込先	[REDACTED] 普通預金	総額：	0	
		口座名義	さくらインターネット株式会社	合計：	5,568	

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年11月28日	整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内 容 等	報告書配布用 リーフレット印刷費 支払先：日本郵便株式会社		
金 額	11,390	円	按分率 %
特記事項	3000部		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和4年11月28日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

引換金受領証

向田将実 様

[収納金] 但し リーフレット印刷費
代引きまとめ

引換金	¥11,390
(内消費税等	¥1,035)

合計	¥11,390
お預り 現金	¥11,500
おつり	¥110

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年11月28日 15:05

担当：[REDACTED]
発行No.221128P0016 端451007574
連絡先：松山中央郵便局
TEL：0570-004-613

※ 債務確定日とは、
購入日、サービスや

日付です。例えば、物品を購入した場合は
委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年11月29日		整理番号	72	
科 目	調査研究費	研修費	<u>広報費</u>	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	報告書配布用 リーフレット印刷費 支払先：日本郵便株式会社				
金 额	15,158	円	按分率	100	%
特記事項	4000部				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和4年11月29日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

引換金受領証

白田 将来様

[取納金] 但し、1-7ヶ月前貰
代引まとめ

<u>引換金</u> (内消費税等)	¥15,158	¥0
<u>合計</u>	¥15,158	
お預り 現金	¥15,160	
<u>おつり</u>	¥2	

印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年11月29日 15:02
担当： 端 451007574
発行No.221129P0021 連絡先：松山中央郵便局
TEL：0570-004-613

* 債務確定日とは、当該支出を
購入日、サービスや物品等を利用した日

例えば、物品を購入した場合は
業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月29日		整理番号	73																											
科 目	調査研究費	研修費	<u>広報費</u>	広聴費																											
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費																											
	人件費	事務所費																													
使途及び 内 容 等	報告書配布用 封筒郵送代 支払先：株式会社 タウンネット 松山メールセンター																														
金 额	113,939	円	按分率	100 %																											
特記事項	エリア内 2024部、エリア外 7部																														
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年3月29日																												
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																															
ひめぎん カードサービスご利用控 <small>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。</small>																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>お取引年月日</td> <td>時 刻</td> <td>お取引区分</td> </tr> <tr> <td>05-03-29</td> <td>15.35</td> <td>振込</td> </tr> <tr> <td>お取引銀行</td> <td>お取引店番</td> <td>お取引口座番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th>科 目</th> <th>振込手数料</th> <th>お取引金額</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>¥550</td> <td>¥114,489.</td> </tr> <tr> <td>万 円</td> <td>五 千 円</td> <td>二 千 円</td> </tr> <tr> <td>***</td> <td>***</td> <td>***</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>機 番</td> <td>お 取 引 後 残 高</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>ヌ</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-left: 100px;">フツウ カノタウンネット マツヤマメー サマアテ ムコウタ" マサヒロ サマ 090-7574-7356</p>					お取引年月日	時 刻	お取引区分	05-03-29	15.35	振込	お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号	科 目	振込手数料	お取引金額	普通	¥550	¥114,489.	万 円	五 千 円	二 千 円	***	***	***	取扱店	機 番	お 取 引 後 残 高	17	ヌ	
お取引年月日	時 刻	お取引区分																													
05-03-29	15.35	振込																													
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号																													
科 目	振込手数料	お取引金額																													
普通	¥550	¥114,489.																													
万 円	五 千 円	二 千 円																													
***	***	***																													
取扱店	機 番	お 取 引 後 残 高																													
17	ヌ																														
愛媛銀行																															

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

73
請求書

790-0943

愛媛県松山市古川南3-26-30

向田 将央 様

2023年3月31日

No.

1

株式会社 タウンネット
松山メールセンター791-2111 愛媛県伊予郡砥部町八倉116-1
TEL: 089-997-7800 FAX: 089-997-7080

振込先銀行

普通預金

株式会社 タウンネット
松山メールセンター

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

お客様コードNo. [REDACTED]

毎度ありがとうございます。

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	消費税額	御買上計	今回御請求額
0	0	0	103,581	10,358	113,939	113,939

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	御買上額
2023/03/22	50919	定形/定形外 100g マテ (エリア内)	2,024		51.00	103,224

定形/定形外 100g マテ (エリア外)

7

51.00

357

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	74
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	
使途及び内 容 等	ホームページ費用 JP ドメインサービス利用料（1年更新） 支払先：さくらインターネット株式会社			
金 額	2,073	円	按分率	100 %
特記事項	8,294 円 × 1/12 = 691 円/月 691 円 × 3 か月 (1~3月) = 2,073 円			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和5年1月6日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ひめきん カードサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
内容をご確認のうえ、お待ち帰りください。

お取引年月日	時 刻	お取引区分
05-01-06	10.07	振込
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号
科 目	振入手数料	お取引金額
普通	¥385	¥8,679.
お 取 引 時 間 帯	五 千 円 二 千 円 千 円	利 用 手 数 料
万 円	五 千 円 二 千 円 千 円	四 位
***	***	***
取扱店	機 番	お 取 引 後 残 高
17	U	
フリウ	サクラインターネット サマアテ	
	ムコウタマサヒロ サマ	
	090-7574-7356	
お 払 金 明 級	支 払 金 明 級	
事 内	事 内	

愛媛銀行

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

受領書

発行日: 2023年05月19日

74

〒790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号
向田 まさひろ 様

SAKURA in インターネット
さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額（消費税込）

¥8,294---

支払方法
現金

請求書番号: 27729502

受領日: 2023年01月06日

品名	単価	数量	金額
JPドメイン(ne) サービス利用料(2023/01/01-2023/12/31) [mukoudamasahiro.jp]	3,982	1	3,982
請求書発行手数料	330	1	330
汎用JPドメイン復活費用 mukoudamasahiro.jp	3,982	1	3,982

合計 8,294

(内消費税込 10% 754)

備考

- お支払いの金額端末、各クレジットカード会社・店舗から発行された明細・空欄記入シートが正式な領収書となりますので、含めて保管をお願いいたします。

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/>

2023/05/19 9:40

1/2

receipt/27729502

- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の貼付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になません。

1 / 1



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日		整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	広聴費
使途及び内 容 等	さくらのレンタルサーバー サービス利用料（1年更新） 支払先：さくらインターネット株式会社			
金 额	1,308 円		接分率	100 %
特記事項	5,238 円 × 1/12 = 436 円/月 436 円 × 3 か月 (1~3月) = 1,308 円			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年1月6日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ひめさん カードサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引年月日	時 刻	お取引区分	
05-01-24	9.16	振込	
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号	
科 目	振込手数料	お取引金額	
普通	¥385	¥5,623.	
万 円	五 千 円	四 千 円	利 用 手 数 料
***	***	***	*****
取扱店	機番	お 取 引 後 残 高	
	56 3		
お 預 け 金 残 高		フツウ サクライナーネット (カ サマアテ ムコウタ"マサヒロ 76560 サマ 090-7574-7356	

愛媛銀行

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

受領書

発行日: 2023年05月19日

75

〒790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号
向田 まさひろ 様

SAKURA in インターネット
さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額（消費税込）

¥5,238-

電子契約
印鑑登録済

請求書番号: 27974359
受領日: 2023年01月24日

品名	単価	数量	合計
さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料(2023/01/01-2023/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.ne.jp]	5,238	1	5,238
合計 5,238 (内消費税込 10% 476)			

備考

- お支払いの金額は、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領書、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印鑑登録の対象とならないため印鑑の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー機となるため印鑑登録の対象になります。

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/>

2023/05/19 9:41

receipt27974359

1/2

1 / 1